

失業・DVで住む所失った方へ「駆け込み部屋」 仙台



生活困窮者向けホストハウスの一室=仙台市 泉区八乙女中央4丁目

仙台市のNPO法人「みやぎこうでねいと」が、 失業などで住む所を失った人に安い利用料でア パートの一室を一時的に貸す「ホストハウス」事 業を始めた。生活困窮者の自立支援の一つで、 部屋を借りた人は仮住まいしながら働き口と別 の住まいを探し、独り立ちの道を模索する。

対象は失業のほか、ドメスティックバイオレンス (DV)などで家に帰れず、泊まる所のない人。就 労意欲があり、行政、医療、福祉機関の紹介を 受ける必要がある。法人の職員が面談し、自立 の意思を確かめて受け入れを決める。

アパートは青葉区青葉町、泉区八乙女中央4丁目、太白区八木山南3丁目の1K3室。テレビや冷蔵庫、寝具を備え、身一つでその日から暮らせる。利用料は一日1000—2000円で食費は別。部屋の提供を受けた人は職と新しい住居を探し、見つかったら移る。

法人は知的、精神障害者の自立支援を目的に市内のアパート5棟、計20室を借り上げ、障害者に住まいとして提供している。

ホストハウス事業は10月、生活保護を受けている市内の60代と50代の夫婦をアパートに 緊急に受け入れたことをきっかけに始まった。

夫妻は家賃滞納でアパートを出され、市内のビルの谷間にうずくまっているところを保護された。生活困窮者への当面の住まいを提供する重要性が鮮明になり、20室のうち3室を困窮者用として振り分けることにした。今後は利用状況を踏まえ、部屋数を増やす。

斎藤宏直理事長(55)は「住所がなければ職を求める機会が得られない。生活が劣化し、病気や犯罪にも結び付く。行政機関にも受け入れ施設はあるが、手続きに時間が掛かる。迅速な対応を持ち味にして自立を支援したい」と話している。

連絡先はNPO法人「みやぎこうでねいと」022(268)0522。

2008年11月27日木曜日

Copyright © The Kahoku Shimpo

1 / 1 2008/11/27 18:23